

青森県報

第四千五百号

平成二十八年
二月三日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による医療機関の指定	(健康福祉課)	一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	(高齢福祉課)	一
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出	(同)	二
特定行為業務の登録	(同)	二
障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	三
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による一般相談支援事業者の指定	(同)	三
県庁舎等清掃業務の委託に係る一般競争入札	(行政経営管理課)	三
建設業者の営業所の所在地等の不明	(監理課)	五
建設業者の許可の取消し	(東青地民局)	五
右 同	(同)	五
右 同	(三八地民局)	五

告 示

示

青森県告示第六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
なの花薬局十和田店 サンケアおいらせ薬局 訪問看護ステーション ふくろろろ	十和田市西十一番町四〇の三七 上北郡おいらせ町上前田二一の七 八戸市吹上一丁目八の三一 東誠会館 一階	平成二七・二・二五 二六・一・一 二七・一〇・一六

青森県告示第六十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十八年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ービス の種類	居宅サ ービス事 業所	届出の 年月日	廃止 年月日
社会福祉 法人信和 会	東京都中央区日 本橋馬喰町一丁 目五の四	訪問介 護	訪問介 護セン ター バク パイ ズ ・ ピア	平成 二七・二・ 二七	平成 二七・二・ 二七
			八戸市南郷大 字島守字米野 二八の一		

青森県告示第六十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の第十二号の規定により公示する。

平成二十八年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人信和会	氏名又は名称又は 主たる事務所の所在地又は住所	指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	名称	事業を行う事業所の所在地	届出の年月日	廃止の年月日
東京都中央区日本橋馬場四丁目一	東京都中央区日本橋馬場四丁目一	介護訪問	訪問介護センター	八戸市南郷大字	平成二七・三・三	平成二七・三・三	

株式会社アイマン	北海道札幌市白旗五条三〇	居宅療養管理指導	訪問介護センター	八戸市大字田の九	平成二七・三・三	平成二七・三・三
株式会社アイマン	北海道札幌市白旗五条三〇	居宅療養管理指導	訪問介護センター	八戸市大字田の九	平成二七・三・三	平成二七・三・三
株式会社アイマン	北海道札幌市白旗五条三〇	居宅療養管理指導	訪問介護センター	八戸市大字田の九	平成二七・三・三	平成二七・三・三
株式会社アイマン	北海道札幌市白旗五条三〇	居宅療養管理指導	訪問介護センター	八戸市大字田の九	平成二七・三・三	平成二七・三・三
株式会社アイマン	北海道札幌市白旗五条三〇	居宅療養管理指導	訪問介護センター	八戸市大字田の九	平成二七・三・三	平成二七・三・三

青森県告示第六十九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十八年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	事業所在地	業務開始年月日	備考
〇二〇〇一	平成二七・八・一	株式会社幸友会	西津軽郡大湊町字南浮	訪問介護センター	西津軽郡大湊町字舞戸	平成二七・八・一	訪問介護

株式会社アイマン	北海道札幌市白旗五条三〇	介護訪問指導	訪問介護センター	八戸市大字田の九	平成二七・三・三	平成二七・三・三
株式会社アイマン	北海道札幌市白旗五条三〇	介護訪問指導	訪問介護センター	八戸市大字田の九	平成二七・三・三	平成二七・三・三
株式会社アイマン	北海道札幌市白旗五条三〇	介護訪問指導	訪問介護センター	八戸市大字田の九	平成二七・三・三	平成二七・三・三
株式会社アイマン	北海道札幌市白旗五条三〇	介護訪問指導	訪問介護センター	八戸市大字田の九	平成二七・三・三	平成二七・三・三
株式会社アイマン	北海道札幌市白旗五条三〇	介護訪問指導	訪問介護センター	八戸市大字田の九	平成二七・三・三	平成二七・三・三

青森県告示第七十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十八年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

〇一〇〇一 一三四	"	株式会社 幸友会	西津軽郡 大湊町 田子町 沢井町 九戸町 五道字 五道字 九戸町	訪問介護 システム あわせ シヨテ ンシ	西津軽郡 大湊町 田子町 沢井町 九戸町 五道字 五道字 九戸町	"	訪問介護 システム あわせ シヨテ ンシ	西津軽郡 大湊町 田子町 沢井町 九戸町 五道字 五道字 九戸町	介護予防 訪問介護
--------------	---	-------------	---	----------------------------------	---	---	----------------------------------	---	--------------

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
一般社団法人 アイルー	上北郡野辺地町 一字野辺地二二の	就労継続 支援B型	ほつとワ クはびくる	上北郡野辺地町 一字野辺地二二の	平成 二六・三 一	

青森県告示第七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。

平成二十八年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定一般相談支援事業者	名称	主たる事務所在地	地域相談の種類	名称	所在地	指定年月日
一般社団法人 アイルー	上北郡野辺地町 一字野辺地二二の	地域移行 支援	相談支援事業 はびくる	上北郡野辺地町 一字野辺地二二の	平成 二六・三 一	

公 告

県庁舎等清掃業務の委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる業務の委託
- 1 業務名 県庁舎等清掃業務
- 2 業務内容 入札説明書による
- 3 業務期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの一年間
- 4 業務場所 青森県庁舎（青森市長島一丁目の一、新町二丁目四の三〇）ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により建物の清掃作業の委託の契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業に係る都道府県知事の登録を受けていること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一

青森県総務部行政経営管理課施設管理グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九五

2 入札書の提出期限

平成二十八年三月十五日 午後五時

3 入札書の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

平成二十八年三月十七日 午後二時

四 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百三

二条及び第三百五十九条の規定による。

五 契約書の取り交わしの時期

平成二十八年四月一日

六 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

七 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県総務部行政経営管理課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならぬ。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

5 入札手続の停止等

平成二十八年年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Service to be required:

Cleaning of Aomori Prefectural

Office Building

2 Fulfillment period:

From April 1, 2016 through March

31, 2017

3 Time limit for tender:

5:00 p.m. March 15, 2016

4 Contact point for the notice:

Management Section

Property Management Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9095

建設業者の営業所の所在地等の不明

左記建設業者の営業所の所在地及び当該建設業者の役員の所在を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。なお、公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、当該建設業者の許可を取り消すことがある。

平成二十八年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社なるとハウス
- 二 代表者の氏名 鳴海 誠治
- 三 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一〇〇六一七号

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 佐々木工業株式会社
- 二 代表者の氏名 佐々木 松子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字油川字大浜一七一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第八四六五号
- 五 取消年月日 平成二十八年一月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可

石、管、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年七月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社はまなす技研
- 二 代表者の氏名 相馬 英世
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字安田字近野三八九の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一〇〇三二五号
- 五 取消年月日 平成二十八年一月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年一月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 荒建材建設株式会社

- 二 代表者の氏名 荒屋敷 忍
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字櫛引字矢崎沢三一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二) 第一六九六三号
- 五 取消年月日 平成二十八年一月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年一月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一間屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭